

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会表彰規程

(令和3年理事会規程第20号)

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会事業の向上及び発展に功績又は功労のあったものを表彰することを目的とする。

(選考の方法)

第2条 理事長は、推薦基準に基づいて候補者を選考し、理事会の議決を経て決定する。

(推薦基準)

第3条 推薦基準は、次の要件を満たした者とする。

- (1) 本会事業の向上、発展に顕著な功績をあげた者
- (2) 本会の活動に10年以上従事している者で、本会事業の向上及び発展に多大な功績をあげた者又は功労のあった者
- (3) 本会の役員として6年以上在任し、本会事業の向上及び発展に多大な功績をあげ退任された者
- (4) 本会事務局の職員として8年以上従事し、本会事業の発展に多大な功績をあげた者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行い、必要と認めるときは、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、定時総会において行う。ただし、理事長が必要と認めたときは随時行うことができ、この場合は、定時総会においてこれを公表する。

(細 則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。